

きな噴石が火口から約1・

8キまで飛び、噴煙は一時、一連の噴火で最も高い4500キに達した。同庁などによる上空からの観測では火口の北西側から溶岩流が幅約200キにわたって広がり、ゆっくりと斜面を流れ降りていることが確認された。同庁は同日、火口から半径3キとしていた警戒範囲を4キに拡大し、噴石や火砕流への警戒を呼びかけた。噴火警戒レベル3（入山規制）を継続している。



### 原子力災害リスク

#### 巨大噴火「低頻度」

##### 規制庁見解

原子力規制委員会事務局の原子力規制庁は、火山の巨大噴火を「低頻度な事象」と位置付け、巨大噴火に伴う原子力災害のリスクは「社会通念上容認される水準」との見解をまとめ

た。

その根拠として規制庁は、原子力以外の分野では、巨大噴火を想定した法規制や防災対策が行われていないことをあげた。これに対し、東京大学地震研究所の中田節也教授（火山学）は、「国が率先して法規制や防災体制を考えるべきなのに、全く反対のことを言っている」と批判した。

原発の立地は、巨大噴火に伴う火砕流などが到達する可能性が「十分に小さい」と判断できる場合に限って認められる。しかし、火山の噴火規模を事前に予測できるとは限らず、火山学者からは、こうした判断は困難との意見が出ている。

広島高裁は昨年12月、阿蘇カルデラ（熊本県）で約9万年前に破局的噴火が発生した際、四国電力伊方原発3号機（愛媛県）の敷地に火砕流が到達した可能性が「十分に小さいとは言えない」と指摘し、運転差し止めの仮処分を出した。